平成２１年（フ）第１９４４号
横浜市南区真金町２丁目22番地13　ビッグヴァンステイツ横浜大通り公園803号
債務者　小松　章泰
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷山　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０７号
熊本市出水７丁目34番86号
債務者　田中　雄己
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４０３号
宮崎市中村西３丁目８番９号、住民票上の住所宮崎市京塚１丁目４番８－１号
債務者　川畑　清嗣
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江藤　利彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６０号
盛岡市向中野字八日市場32番地　リビングタウン盛岡南Ｅ―101号
債務者　阿部　正和
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３５１号
奈良県橿原市東坊城町215番地ヤブナカマンション205号
債務者　亀田麻由美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
熊本市出仲間２丁目４番47号
債務者　前田　　止
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２７３号
京都市北区紫野西蓮台野町48　メーゾンヴィオレット203、住民票上の住所京都市上京区千本通丸太町下る東入主税町1129番地
債務者　中西雄太郎
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木内　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７４号
京都市北区紫野西蓮台野町48　メーゾンヴィオレット203、住民票上の住所京都市上京区千本通丸太町下る東入主税町1129番地
債務者　中西　喜代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木内　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１４号
京都市北区紫竹東大門町52番地14
債務者　中西謙一郎
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木内　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３２９号
愛知県稲沢市西島新町160番地　市営住宅西島団地(1)25―510
債務者　松村　義武
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３０号
愛知県稲沢市西島新町160番地　市営住宅西島団地(1)25―510
債務者　松村　美幸
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１４７号
奈良県大和高田市礒野新町２―１ワシントンアヴェニュー312号、住民票上の住所奈良県御所市大字三室643番地の10
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
奈良県橿原市白橿町４丁目23番５―304号
債務者　坂本　龍雄
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
奈良県御所市大字元町245番地の25
債務者　細井　禎久
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄386番地の７
債務者　小澤　隆昭
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
奈良県大和高田市大字奥田155番地
債務者　長瀬　保雄
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係